

議案第 7 2 号

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

就職準備貸付金の貸与対象者として市の保健師職を加えるための改正

## 飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例（令和２年飛驒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「(指定介護予防支援事業者は除く。)」を削り、「及び保育所」を「、保育所」に改め、「保育所をいう。）」の次に「及び保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第１項に規定する市町村保健センターをいう。）」を加える。

第３条第１号中「(市の保健師職は除く。)」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市内医療・福祉機関等 保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保健医療機関をいう。）、介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者（<u>指定介護予防支援事業者は除く。</u>）の運営する事業所若しくは施設をいう。）及び<u>保育所</u>（飛騨市保育所条例（平成16年飛騨市条例第120号）に規定する保育所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4号の規定により設置されている保育所をいう。） _____</p> <p>_____（以下「医療・福祉機関等」という。）で飛騨市内に設置されているもの（市が設置するものを含む。）</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 就職準備貸付金を受けられる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) Uターン就職、Iターン就職又は隣接市居住者就職により、市内医療・福祉機関等へ正規職員（<u>市の保健師職は除く。</u>）として</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市内医療・福祉機関等 保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保健医療機関をいう。）、介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者 _____</p> <p>_____の運営する事業所若しくは施設をいう。）<u>、保育所</u>（飛騨市保育所条例（平成16年飛騨市条例第120号）に規定する保育所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4号の規定により設置されている保育所をいう。）<u>及び保健センター</u>（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センターをいう。）（以下「医療・福祉機関等」という。）で飛騨市内に設置されているもの（市が設置するものを含む。）</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 就職準備貸付金を受けられる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) Uターン就職、Iターン就職又は隣接市居住者就職により、市内医療・福祉機関等へ正規職員 _____として</p>

資料

勤務することが内定している、若しくは現に勤務している者で、次のいずれかに該当するものとする。

以下 略

勤務することが内定している、若しくは現に勤務している者で、次のいずれかに該当するものとする。

以下 略

## 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

就職準備貸付金の貸与対象者として市の保健師職を加えるための改正

### 2 改正の内容

近年の人材不足によって医療専門職の確保が困難な状況にあり、その確保施策も様々に講じているが、市の保健師職についても定年退職が続く中で、新規募集への応募も低調な状況となっており、今後計画的な市の保健師確保も不安視される状況となっている。

健康課題の複雑多様化及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染症対策等保健師の対応業務も広がる中、市の保健師の安定的な確保は急務であり、市の保健師確保に資する取り組みとして、現行条例において対象となっていない市の保健師職を対象に加えるもの。

（第2条、第3条関係）

### 3 施行日 公布の日